

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画 策定基本方針（修正案）

国土利用計画法第7条の規定により、福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の策定のための基本方針を次のとおり定める。

1 県計画策定の趣旨

福岡県の国土利用計画は、土地基本法（平成元年法律第84号）第7条の規定による地方公共団体の責務として、また、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第7条の規定により、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという認識のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを目的として策定するものである。

今回の策定は、県計画の基本となる全国計画が新たに策定（令和5年7月）されたこと及び現行計画策定後の社会経済情勢の変動により、土地利用の在り方が大きく変わってきたことに対応するために行うものである。

なお、法第9条の規定により策定する県土地利用基本計画（平成22年3月決定）は県国土利用計画を基本とすることから、今回両計画を一体的に策定するものとする。

2 計画の名称

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画（以下「第五次県計画」という。）とする。

3 計画の性格

第五次県計画は、総合的かつ計画的な県土の利用に関する長期構想であって、国土利用計画（市町村計画）及び福岡県土地利用基本計画の基本となるとともに、県土の利用に関する行政の指針、県土利用についての各種計画の基本となるものである。

4 基準年次及び目標年次（県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標）

令和5年を基準年次とし、令和18年を目標年次とする。

5 計画の内容

第五次県計画は、法施行令第1条の規定により、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県土の利用に関する基本構想

法第2条の基本理念に即して、県土利用の基本方針及び県土の利用目的に応じた別表1の区分ごとの県土利用の基本方向を明らかにする。

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1)の県土の利用に関する基本構想に即して、令和18年における県土の利用目的に応じた区分ごとの目標面積を示すとともに、別表2の4地域を基本とした目標年次

における規模の目標の地域別の概要を示す。

(3) 目標を達成するために必要な措置の概要

(1)及び(2)に掲げる目標を達成するため、土地利用上必要とされる保全、転換及び有効利用等に関する措置について、その概要を明らかにする。

6 策定体制等

第五次県計画は、企画・地域振興部が庁内関係部局（行政委員会を含む。）の協力を得て、その作成に当たるものとする。

なお、その作成に当たっては、関係機関等の意向を十分に反映するため、次のような措置をとる。

(1) 福岡県土地利用連絡会議における調整

第五次県計画の作成に必要な事項についての調査・調整は、福岡県土地利用調整会議の幹事会において行い、その最終的な庁内調整は、福岡県土地利用連絡会議において行う。

(2) 福岡県国土利用計画審議会

福岡県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）において、専門的意見を聴取する。なお、第五次県計画の策定に必要な内容を調査審議するため、臨時委員を委嘱することとする。

(3) 市町村長の意向の反映

法第7条第4項の規定により、第五次県計画への市町村長の意向の反映のため、担当者会議の開催など必要な措置をとる。

7 市町村長及び審議会の意見の聴取並びに県議会の議決

法第7条第3項の規定により、市町村長及び審議会の意見を聴取する。

また、福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成16年福岡県条例第51号）第2条第2号及び第3条の規定により、県議会の議決を経て定めるものとする。

8 策定スケジュール

令和7年	1月～3月	基本方針決定及び計画骨子案取りまとめ
	4月～7月	臨時委員の委嘱 計画骨子作成
	7月～12月	計画案の中間取りまとめ及び計画素案作成 市町村長の意見聴取
令和8年	1月～3月	計画素案の取りまとめ パブリックコメント実施
	4月～6月	原案作成及び最終調整 国土利用計画審議会に対する諮問・答申 県議会へ議案提出
		国土交通大臣への報告及び要旨の公表

別表 1

福岡県国土利用計画における利用区分

利 用 区 分	
1 農地	6 宅地
2 森林	(1) 住宅地
3 原野等	(2) 工業団地
4 水面・河川・水路	(3) その他の宅地
5 道路	7 その他

別表 2

福岡県国土利用計画の地域区分

地域名	広域地域振興圏域	地域内市郡名			
福岡	福岡市 筑紫 糟屋中南部 宗像・糟屋北部 糸島 朝倉	福岡市 宗像市 朝倉市 朝倉郡	筑紫野市 太宰府市 糸島市	春日市 古賀市 那珂川市	大野城市 福津市 糟屋郡
筑後	八女・筑後 久留米 有明	大牟田市 筑後市 みやま市	久留米市 大川市 三井郡	柳川市 小郡市 三潞郡	八女市 うきは市 八女郡
筑豊	直方・鞍手 飯塚・嘉穂 田川	直方市 嘉麻市	飯塚市 鞍手郡	田川市 嘉穂郡	宮若市 田川郡
北九州	北九州市 遠賀・中間 京築	北九州市 遠賀郡	行橋市 京都郡	豊前市 築上郡	中間市